経済産業省

外為法の安全保障貿易管理に係る改正
（規制の合理化・適正化）

２０２５年5月

貿易経済安全保障局
安全保障貿易審査課

包括許可制度の合理化

特別一般包括許可の対象拡大

以下の貨物等を新たに特別一包括許可の対象とする。

- エアバッグ用火薬類などの防衛装備ではない輸出令別表第1の1項に掲げる貨物
- 一部の国を仕向地とする移設検知装置を搭載した工作機械
- 半導体製造用の圧力計及びクロスフローろ過装置の部分品

＜対象項番＞
・輸出令別表第１の１の項（３）、２の項（１２）１、２の項（３３）、３の２の項（２）４の貨物の一部
・外為令別表の２の項（２）、４の項（１）の技術の一部

特別返品等包括許可の取得要件の緩和

武器等の初期不良等による返品に関する包括許可（特別返品等包括許可）について、①輸出者等遵守基準省令に定める該非確認責任者等を選定し、又は、②CP/CL受理票※1 の交付を受けた上で、③特別返品等包括許可に関する体制を整えていれば取得可能とする※2。

※1 輸出者の輸出管理内部規程の内容及びその実施状況が適切なものとして経済産業省が発行する書類

※2 従来は②・③に加え社内教育の計画の策定・実施状況の調査や毎年一定件数超の輸出実績等が必要

＜対象項番＞
・輸出令別表第１の１の項

※特別返品等包括許可のみ2025年4月3日に施行

工作機械に対する輸出管理の見直し

- 「製造者」及び「製造者以外の者で製造後**20年超**の工作機械を輸出しようとする者」は、当該工作機械の **①実測値、②申告値** 又は **③カタログ値等** により該非判定を行う（従来どおり)。
- 製造した日から**20年以内**の工作機械について新たな手続を規定。具体的には「製造者以外の者」が **①実測値** で該非を判定する場合、**製造者**に妥当性を確認したうえで経済産業省に**届出**を行う。（届出を行わない場合は「**②申告値** 又は **③カタログ値等**」で該非判定を行う。）（新設・強化）

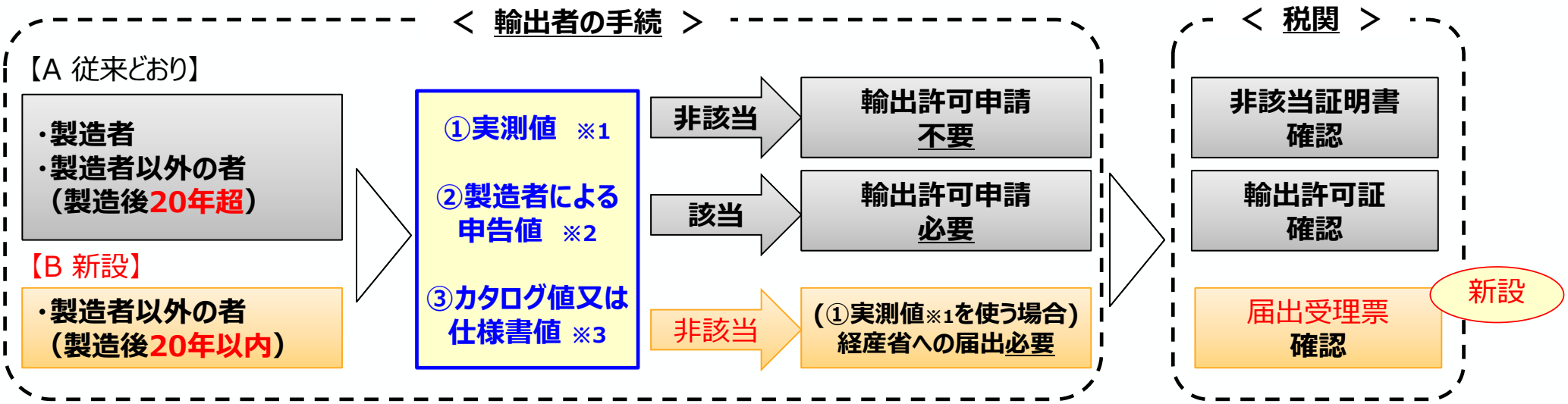

※１　実測値：個々の工作機械毎に測定した位置決め精度等の数値。
※２　申告値：「製造者」が経済産業省に対して工作機械の型式毎に提出した位置決め精度等の数値。
※３　カタログ値等：　上記A（従来どおり）は、カタログ値又は仕様書値（「カタログ値等」）により「該当」の場合は、「該当」と判定して差し支えないが、「カタログ値等」により「非該当」の判定はできない。上記B（新設）は、カタログ値等 に基づき判定（「非該当」と判定する場合を含む。）を行う。

工作機械の該非判定に関する
事業者の手続き（フローチャート）

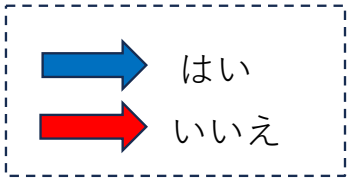

1．製造者　※従前どおり

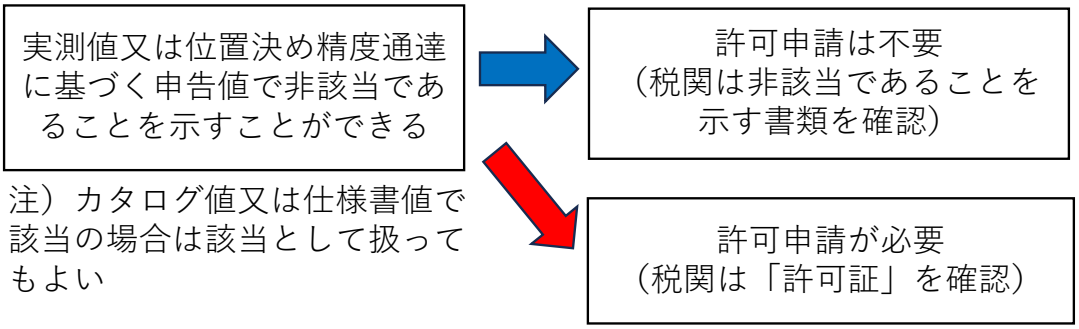

注）カタログ値又は仕様書値で該当の場合は該当として扱ってもよい

2．製造者以外

【製造から20年以内】

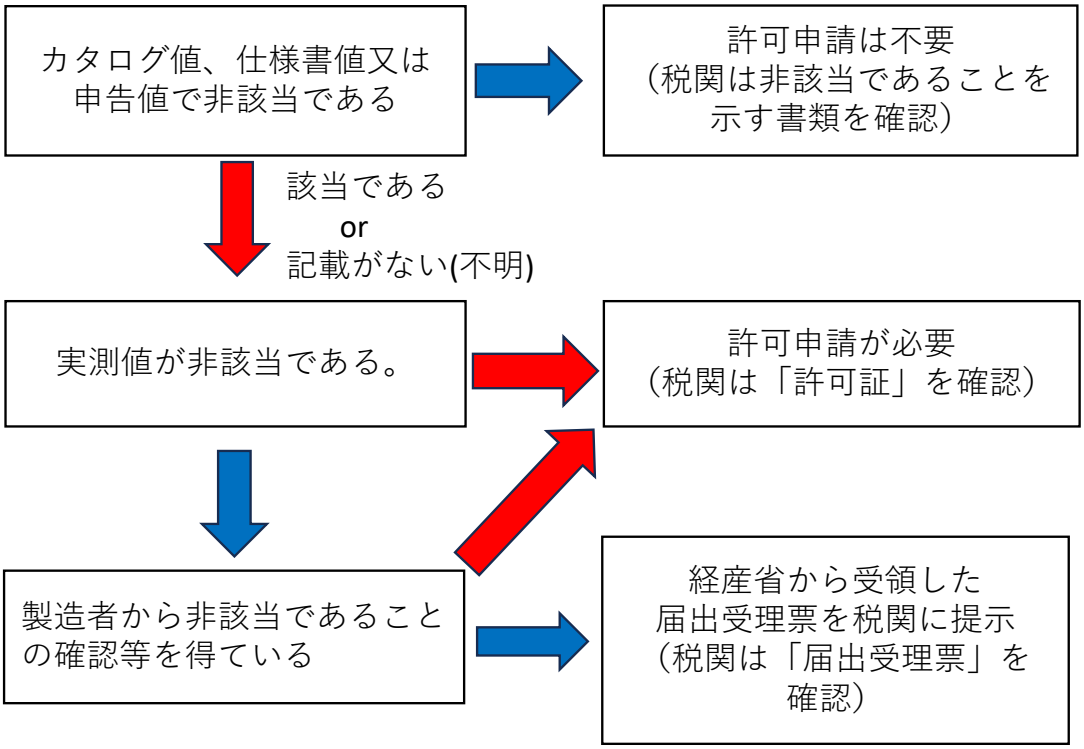

【製造から20年超】※従前どおり

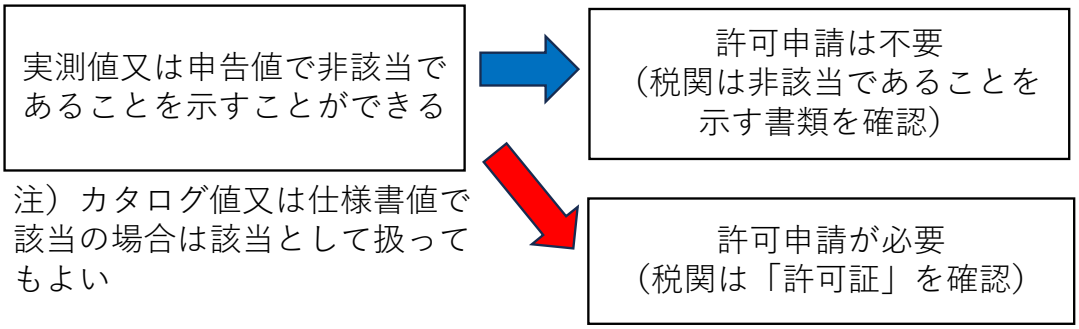

注）カタログ値又は仕様書値で該当の場合は該当として扱ってもよい

外為法の安全保障貿易管理に係る改正
（輸出管理内部規程の届出等について）

令和7年5月

経済産業省 貿易経済安全保障局
貿易管理部安全保障貿易検査官室

自己管理チェックリスト（CL)の見直し

- 安保小委員会の結果を踏まえ、検査の過程で得られる機微情報把握の必要性を考慮しつつ、**提出書類を省略や簡素化。**
- 内部管理体制や保有する機微技術の機微性や、輸出する貨物の実績を踏まえ、**立入検査を重点化。**

１．企業の輸出管理内部規程の自主管理チェックリスト（ＣＬ）に係る手続きの合理化（書類の省略・簡素化、自主管理推進）【通達改正】

◎輸出管理内部規程（コンプライアンス・プログラム（ＣＰ））を届出・受理済みの企業（約1,200社）に関し、毎年度のＣＰの運用状況の確認書面であるチェックリスト（ＣＬ）の内容、運用を見直す。

・**CLを構成する書類を見直し**

①CP企業の直近の輸出管理体制の概要や輸出管理の運用状況報告の見直し及び削減

②運用状況の詳細報告は原則、自主管理（内部保管）に移行

２．立入検査の重点化（リスクベース・アプローチを念頭に実施先を選定）

◎検査先の選定上、輸出管理を巡る情勢を鑑み以下の要素も重視

・経済安全保障上、**機微とされる特定重要貨物・技術への関与**

・近年における**会社組織の改編、資本構成や取引内容**（相手、貨物等）**の大きな変容**

・外為法違反が発覚する等、**輸出管理に係る内部管理体制に疑義**

※https://www.meti.go.jp/policy/anpo/

meti.go.jp/policy/anpo/

経済産業省

安全保障貿易管理
Export Control

サイトマップ　用語の手引き　English

TOPICS

最新の制度改正

- 「外国為替令等の一部を改正する政令」等の改正について(2025.4.9)
- 「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」等の改正について(2025.4.3)
- 「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令」について(2025.3.28)
- 外国ユーザーリストの改正について(2025.01.31)
- 「貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令」の改正等について(2024.10.30)
- 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令等の一部改正(2024.7.12)
- 「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」等の改正について(2024.7.8)
- 「包括許可取扱要領」の改正について(2023.12.20)

安全保障貿易管理の概要
・制度の概要を知りたい方はこちら

申請手続き
・許可申請を行おうとする方はこちら

企業等の自主管理の促進
・輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程について知りたい方はこちら

関係法令
・関係法令の条文や規制対象の品目を調べたい方はこちら

大学・研究機関の自主管理の促進
・大学・研究機関向けの情報はこちら

中小企業等への支援
・輸出管理体制構築支援等の情報はこちら

2022年7月以降、輸出許可申請は電子申請のみとなりました

※概要はこちら

※電子申請に関するよくある問合せはこちら

（11月8日付　電子・書面ライセンスの通関手続きに関するQ&A追加）

NACCSシステムを用いた各種報告の変更等について

電子申請（NACCS）の手続き方法について

- 安全保障貿易管理の概要
- 申請手続き
- 企業等の自主管理の促進
- 事後審査(外為法違反について)
- 説明会
- 関係法令
- Q&A
- リンク集
- ENGLISH PAGE

申請窓口

経済産業省 安全保障貿易審査課
（本館13F西6）
東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

窓口の受付時間

新型コロナウイルス感染症対策のため、電子にて申請してください。また、ご相談は電話またはメールでご連絡ください。 感染症予防のため、対面での申請・相談は原則受け付けておりません。

許可証の受領時間

ホーム>企業等の自主管理の促進

このページを印刷する

「輸出管理内部規程の届出等について」の改正に係るＱ＆Ａ を追加いたしました。

企業等の自主管理の促進

安全保障貿易管理に関する輸出者等（企業・大学・研究機関）の自主管理への取組により違法輸出の要因の回避が可能になります。

- 安全保障貿易管理ガイダンス[入門編]　｜　制度の概要及び企業等における自主管理の取組等について解説しています。
- 中小企業等への支援について　｜　説明会の開催や中小企業等への輸出管理体制構築支援を実施しています。（全て無料）

輸出者等遵守基準

反復継続して貨物の輸出や技術の提供を行う場合は、輸出者等遵守基準に従って適切に行わなければなりません。

輸出者等遵守基準関係法令はこちら
法令遵守立入検査結果について【令和５年度】
（参考）法令遵守立入検査結果について【令和４年度】
輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令に関するQ&A

輸出管理内部規程（CP）

１．輸出や技術提供に関する一連の手続を規定するもので、安全保障貿易管理関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐための内部規程です。

輸出管理内部規程（CP）は、経済産業省への届出制度（任意）があり、規程の内容が適切であれば、輸出管理内部規程受理票（CP受理票）が発行されます。

安全保障貿易管理の概要
申請手続き
企業等の自主管理の促進
事後審査(外為法違反について)
説明会
関係法令
Q&A
リンク集
ENGLISH PAGE

【「輸出管理内部規程の届出等について」の改正前の様式３の取扱いについて】
「輸出管理内部規程の届出等について」（以下、「ＣＰ通達」という。）の様式３の改正がありましたが、別紙１の「外為法等遵守事項」の内容に変更はございません。
様式３の簡素化によりチェック内容が変更された訳ではありませんので、従来の自己管理チェックリストの内容で「実際の取組」を確認している必要があります。
そのため、改正前の様式３のうち自己管理チェックリストにつきましては、自主管理における監査指針や監査資料の一部として使用することが可能となります。

参考資料		ダウンロード
改正前の様式3 チェックリストのみ	自己管理チェックリスト(CL) ※CP届出企業の立入検査の際には旧様式3のCLを作成いただきます。	
	自己管理チェックリスト(CL) ※Excelのブック保護を解除したものですので、監査資料などにご活用ください。	
	チェックリストの確認ポイント ※取組事例等をまとめたものですので、各法人の管理実態に合わせた確認を実施してください。	

４．輸出管理に関するQ&A等

（１）CP・CLに係るQ&A等

輸出管理内部規程（ＣＰ）及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト（ＣＬ）に係るＱ＆Ａ
「輸出管理内部規程の届出等について」改正に伴うお知らせ（令和３年１１月１８日）（令和３年１２月３日改定）
「輸出管理内部規程の届出等について」の改正に係るＱ＆Ａ(令和４年３月改定)
輸出者等遵守基準等の改正について(令和４年３月)
「輸出管理内部規程の届出等について」の改正に係るＱ＆Ａ(令和７年４月９日公布、令和７年５月９日施行)　※令和７年５月２日掲載。

【参考】
「みなし輸出」管理の明確化について

（２）包括許可取扱要領等の改正に伴う対応等に係るQ&A

・平成２３年４月改正について
・平成２４年４月改正について
・平成２４年８月改正について
・平成２４年９月改正について
・平成２５年４月改正について

（３）その他

経済産業省

防衛装備移転の手続き合理化の取組

２０２５年5月

経済産業省　貿易経済安全保障局

展示会等に係る技術情報の提供における手続きの合理化

- 防衛装備品の移転に係る案件形成の取組が活発化する中で、**展示会、工場見学などでの商談である案件形成の初期段階での対応が重要。**
- 一方、展示会や工場見学の**来場者は事前に判明せず、また直前に相談を受けることもある**ことから、防衛装備品の情報提供に係る**許可手続（申請書類に相手先を記載、審査期間）のハードル**がある。そのため、提供する情報は自社の**ホームページ等で公開済みの情報に限定され、案件形成に必要なPRができず、他国の競合他社との優劣に影響。**
- そのため、**事前に防衛装備庁による**技術情報の安全保障上の懸念を確認する**技術的な機微性の確認を実施**した上で、**安全保障上のリスクが低い技術情報に限定して、展示会等での情報提供に係る包括許可制度を創設。**
- 当該包括許可制度は**令和7年4月9日に施行。**

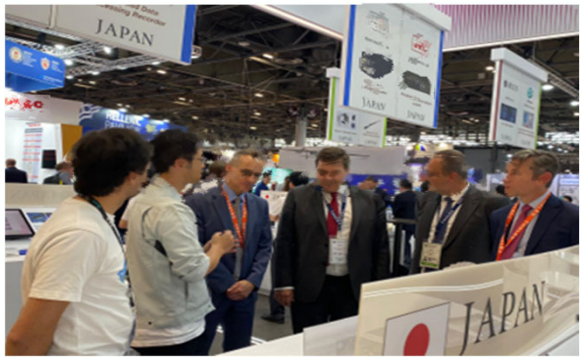

国際装備展示会ユーロサトリ2024 於フランス（防衛装備庁より提供）

防衛関連企業の視察風景（防衛省HPより引用）

【参考】展示会等包括役務取引許可

（A）申請者　：該非確認責任者・統括責任者を選定する者

（B）適用範囲：外為令別表の１の項の中欄に掲げる技術のうち、防衛装備の移転に係る商談に際して、当該防衛装備の基本的な諸元に係る技術情報であり、以下のいずれかに該当する役務取引

1. 展示会その他の防衛装備に係る情報交換の場（以下「防衛装備展示会等」という。）であって、本邦において行われるもの又は特定国において行われるものの参加者に対して行う場合（当該防衛装備展示会等の開催後に基本技術情報を提供する場合を含む。
2. 防衛装備に関する協力国等の外国政府の要人等の受入れの一環として行われる申請者の工場、研究所その他の施設の見学会の参加者に対して行う場合
3. 外国事業者から許諾を得て実施する技術について、その実施状況を共有するため当該外国事業者に対して行う場合

（C）対象地域：全地域（※輸出令別表3-2または同表第4に掲げる地域を除く）

（D）許可条件：

- 基本技術情報を提供する場合は、事前に関係行政機関の長の確認を得た技術であること。
- 資料の保存義務（7年保存、軍用ヘルメットや防弾衣などの一部の技術は5年保存）
- 経産大臣から求めがあった場合は、輸出者は輸出状況の報告をすること
  （提供した技術、その目的、需要者等）※需要者はその目的に照らして、輸出者による把握が可能な範囲とする。
- 問題が生じた場合は許可の失効があり得る（法令・許可条件違反その他の失効要件と共通の規定）

（E）有効期限：３年